

茂田眞澄メモリアル
ま ち の ひ
2026 年度『街の灯』支援事業
募集要項

■事業の目的（趣旨）

アユス仏教国際協力ネットワーク（以下、アユス）は、1993 年の創立以来、構造的な視点を持って、困難を抱える人たちを対象とした支援に取り組む日本の NGO をパートナーに、貧困・不正・格差・環境破壊など、平和と人権に関わる問題に取り組んでいます。中でも、光の当たらないところに光を当てる活動を重要視してきました。

当該事業は、世間の関心が薄れた／集まらない課題や人々に対して光を当てている事業に、さらなる光を当てようと始めた NGO 支援事業です。

国内外において社会課題は山積していますが、多くは、そのような問題があることさえ知られていません。中には、災害や紛争など、一時的には注目を集めた課題であっても、メディア報道が減るに従って注目や関心も薄れることもあります。

しかし一方で、様々な縁の中で困難を抱えている人たちや地域と出会い、そのために活動している NGO／NPO は多くあります。それらの団体は粘り強く課題解決に取り組み続け、人々の声を社会に届けようと努めています。

光の当たらないところに光を当てることで、私たちが今生きている時代にある課題を知り、関わることで、取り残される人たちが少しでもいなくなることをめざします。

支援対象となる事業については、資金面で協力するにとどまらず、「支援」する側／される側の関係を超えて、相互に学び合う姿勢を基本に協働で事業を作り上げていきたいと願っています。

【事業名の由来】

当事業の名称にある「街の灯」は、当会の初代理事長である茂田眞澄が生前こよなく愛した映画『街の灯』に由来します。自らも世界の片隅を照らす灯りであり続けたいと自身の法名（戒名）に「街灯」という言葉を含めた故人の思いを尊重し、当会としてこの理念を継承していくとの意味が込められています。当事業の原資の大半は、茂田初代理事長が長年住職を務めた浄土宗 勝楽寺（東京都町田市）より頂戴した、故人の葬儀に寄せられた香典寄付が充てられることから、茂田初代理事長の冠支援事業と位置づけて実施しています。

1. 支援について

1) 支援の対象となる事業

■支援対象となる事業

「光のあたらないところに光をあてる事業」を支援することを基本として、日本の国内外で行われている下記の3つの視点のいずれかをもとにした事業を支援対象とします。

但し、アユスがこれまで行ってきた国際協力 NGO 等への支援の継続性を鑑み、グローバルな視点からの問題提起や課題解決に向けた新規あるいは継続中の取り組みを対象とします。

① 社会の中で取り残されている人たちに希望の灯をともし活動

（例：貧富の格差や社会的な不公正をなくす活動、社会的な弱者の自立やエンパワーメントに繋がる活動、等）

② 差別・対立・分断をなくし、人権が尊重される平和な社会をめざす活動

（例：差別を受けて苦しんでいる人々を支援する活動、ヘイトスピーチに反対し表現の

自由を守る活動、他者との相互理解と社会の寛容性を育む活動、等)

③ 市民が主体となった持続可能な社会の実現に向けた活動

(例：①②以外に、市民が主体となって社会の問題を解決するために取り組む活動、より良い社会の実現や環境の保全に向けた新たな制度や仕組み、文化を創造し、市民の参画を促す活動、等)

2) 支援の対象となる団体

上記の支援対象となる事業を実施する、日本国内に本部を置いて活動する非営利の市民団体(NGO/NPO等)とします。組織や事業規模の大小や法人格の有無は問いませんが、2年以上の活動実績を有すること、NPO法人に準じた民主的な運営と情報公開を行っていること、を条件とします。また、専従職員が1名以上存在し、事務所機能を有することが望ましいと考えます。

※なお、下記に該当する活動や団体は対象となりません。

- a. 特定の宗教のための活動や団体
- b. 特定の政治団体の理念に立脚した活動や団体
- c. 営利事業を主たる活動としている団体
- d. 会議やイベントの開催、出版事業のみを目的としている活動

3) 支援期間ならびに支援更新について

- ・ 2026年4月より2027年3月までの1年間
- ・ 同一NGOに対して、最長3年間の継続支援を行います。
- ・ 2年目ならびに3年目の支援継続にあたっては、書面や面談などを通じた審査を行います。なお、組織運営や事業遂行等に重大な支障があると判断された場合には継続支援が認められないことがあります。

4) 支援金額／支給方法

- ・ 年間支援額は50万円を限度とします。
- ・ 支援が開始される4月末に、指定された郵便振替口座もしくは銀行口座に一括で振り込みます。

5) 募集件数

2026年度の新規募集は2事業です。

6) 助成対象となる使途

申請事業に係る支出であれば使途の制約はありません。(人件費、謝金、調査費、旅費・交通費などに充てていただくことができます)。

2. 応募方法

1) 応募受付期間

2026年11月4日(火)から12月10日(水)18時必着

2) 応募方法

- ・ 次項の提出書類をアユス事務局宛に電子メールに添付する形でご提出ください。
※冊子類など電子メールでの送信が困難な場合や、提出書類のデータが重い場合は郵送でお送りください。
※提出された書類等は、原則として返却しません。
※応募があった場合は当会から応募受理の返信メールを送ります。返信メールがない場合は受理されていない可能性がありますので、必ずご確認ください。

3) 提出書類

◇一次選考

- (1) 支援申請書（所定の申請書にあげられている項目について全て記入してください。A4 用紙用紙、フォーマットが同じであれば可）
- (2) 前年度の活動報告書、会計報告書（またはこれらに替わるもの）、最新の会報やパンフレット
- (3) 現年度の活動計画書および予算書

◇二次選考

一次選考を通過した団体には、追加資料を求める場合があります。

3. 選考について

1) 選考方法

【一次選考】

- ・ 事業担当者等による書類選考を行います。

【二次選考】

- ・ 当該 NGO の代表者もしくは事務局責任者及び申請事業の担当者への対面またはオンラインによる面談を行います。
- ・ 1 月に行われるアユス理事で構成される選考委員会（理事会）にて、オンラインによる短時間のプレゼンテーションをおこなっていただきます。その内容や提出書類、面談等の結果を踏まえて支援対象事業を決定します。

2) 選考基準（選考のポイント）

- (1) 『街の灯』支援事業を行うにあたっての視点や方向性
 - ・ 光の当たらない人々や課題に光を当てている活動であるか
 - ・ 問題意識や方向性が、当会として共感できるものか
 - ・ 貧困や格差等が生じる構造的な背景や視点、平和や人権の観点から問題解決に取り組んでいるか
 - ・ グローバルな視点からの問題提起や課題解決に向けた取り組みか
 - ・ 当事者の声や客観的なデータに基づいた活動であるか
- (2) 組織・運営の方向性
 - ・ 活動について多くの市民の理解が得られ、積極的な参加を求める「開かれた組織」であるか
 - ・ 団体としての社会的責任を認識し、事業と組織の両面の充実をめざした運営・管理機能の強化に取り組んでいるか
- (3) 財務・経理の健全性
 - ・ 一部の限られた財源に頼らず、主体性のある活動を維持するための自己財源の確保に努力しているか
 - ・ 会員や支持者に対する会計処理や報告が適切に行われているか
- (4) 支援金の有用性
 - ・ 全体会計の中で、本支援金が単なる追加資金として埋没してしまわないか
 - ・ 本支援金を活かした組織及び事業の発展の可能性はあるか
- (5) 資金獲得の困窮度
 - ・ 事業の重要性や実施者の努力にも関わらず、社会における問題認識の未成熟や、活動の性格上、資金調達が困難であると判断されるか
- (6) マイナスのインパクト
 - ・ 当該 NGO を資金面で支援することで、組織の自立性を損なう恐れはないか
- (7) アユスとの協調・連携の可能性

- ・ アーユスは、単なる資金協力団体（助成団体）ではなく、連携するパートナーとして協働することを期待するが、その趣旨が理解され、協力しあえる可能性があるか
- ・ 他団体や他分野との相互理解を尊重する、協調と対話の姿勢をもっているか

3) 選考結果の通知

- ・ 2026 年 1 月下旬に、申請団体宛に通知文書を電子メールに添付して送付します（選考結果に関わる理由等の問い合わせには応じられません）。

■募集期間・応募方法

- ・ 申請受付期間： 2025 年 11 月 4 日（月）から 2025 年 12 月 10 日（水）18 時必着
- ・ 原則として、1 団体につき 1 事業のみ応募を受け付けます。
- ・ 応募方法：下記の応募書類をアーユス事務所まで郵送もしくは電子メールに添付して募集期間内にご応募ください。必要に応じて事前に電話等でヒアリングを行うことがあります。

4. 支援開始後の条件及び留意点

- (1) 支援開始に際しては、支援内容・期間・支援額、事業計画の遂行、報告、継続審査等に関する文言を明記した覚書を取り交わします。
- (2) 支援金の支給方法は、原則として支援が開始される 4 月末に、指定された郵便振替口座もしくは銀行口座に一括で振り込みます。
- (3) 支援期間中、中間レポート（9 月末）と終了時レポート（3 月末）の提出を活動内容が分かる写真データと共に求めます（抜粋した内容を当会のウェブサイトに掲載します）。
- (4) 更新にあたっては、所定の「継続支援申請書」を提出いただきます。そこには、2 ヶ年計画の達成状況、ソーシャルチェンジに係る事業の進捗状況等を明記いただきます。
- (5) 継続申請を希望する場合は、「継続支援申請書」をもとに、支援対象団体の事務所を訪問、もしくはオンラインによる面談を実施します。
- (6) 「継続支援申請書」の内容及び面談の結果を判断材料として、本事業の選考委員会（理事会）で更新の審査を行います。審査の結果、支援の継続が見送られる場合があります。
- (7) 支援終了後、1 ヶ月以内に完了報告書を提出いただきます。なお、会員総会等で会計報告が確定した際にはご送付をお願いします。
- (8) 情報公開：原則として、上記の中間・終了時レポート本事業に関連して、当会の広報や開発教育教材等の活用について協力を求める場合があります。

【お問い合わせ及び送付先】

特定非営利活動法人 アーユス仏教国際協力ネットワーク

「NGO ソーシャルチェンジ支援事業」係

〒135-0024 東京都江東区清澄 3-6-8

TEL 03-3820-5831 FAX 03-3820-5832